

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定しました。

平成二十六年二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
神宮前こころのクリニック	橿原市久米町五六九 ヒロタウエストゲート神宮前一階	平成二十六年二月一日

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
まんてん薬局	奈良市神殿町一六二―一八 印南マンション一階	平成二十六年二月一日
サン薬局天理本店	天理市川原城町六九八 天理駅前第二ビル一〇一	平成二十六年二月一日
橿神ウエストゲート薬局	橿原市久米町五六九 ウエストゲート神宮前一〇二号	平成二十六年二月一日
あおば薬局大福店	桜井市大字大福二三八―一	平成二十六年二月一日
いずみ薬局はいばら店	宇陀市榛原下井足一四―一	平成二十六年二月一日

三 指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人康成会	北葛城郡河合町星和台二一―二〇	訪問看護ステーションそらまめ星和台	北葛城郡河合町星和台二一―一―一七	平成二十六年二月一日